

知って安心 駐在員のための
Tax
日本の税務 社会保険

〈みらいコンサルティンググループ〉

みらいコンサルティング株式会社
税理士法人みらいコンサルティング
社会保険労務士法人みらいコンサルティング
MC国際公認会計士共同事務所
霞が関司法書士事務所

〒100-6004

東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル4階

TEL : 81-3-3519-3970 (代)

FAX : 81-3-3519-3971

URL : <http://www.miraic.jp/>

第51回 現地での就労、収入がある外国籍配偶者を社会保険の扶養とする場合

田平さん: こんにちは。先日赴任先の女性と結婚しましたので、ご相談に参りました。

みらい: おめでとうございます。ご相談というのは、社会保険の手続きについてですか。

田平さん: はい。実は、相手が外国籍の女性なので、何をすればいいのかわからなくて困っています。本社総務に確認しても、国際結婚の例がこれまでないということらしく…。

みらい: なるほど。相手の方はお仕事をされていますか？

田平さん: はい、同じ現場で働いています。現地企業のアルバイトという形なので、収入は少ないのですが。

みらい: それでしたら、社会保険の扶養家族にできるかもしれませんね。

田平さん: しばらくは現地で暮らすことになるのですが、扶養家族にするメリットはあるんですか？

みらい: 大いにありますよ。社会保険の被扶養配偶者になれば、加入期間や奥様の年齢にもよりますが将来は国民年金の受給ができるようになりますし、病気や出産時には健康保険から給付がもらえる場合もありますよ。しかも、田平さんが負担する社会保険料も今のまま変わりませんので、ぜひ手続きされてはいかがでしょうか。

田平さん: 彼女の国民年金のことまで考えていませんでした。国籍が違って加入できるのですね。

みらい: はい。ただ、結婚をしても姓が異なる場合は別途証明が必要です。婚姻の証明書等、身分関係が明らかになる公的書類を添付の上で届出をしてください。証明書が外国語で記されたもの場合は、日本語訳も添付してくださいね。

田平さん: なるほど。夫婦である証明ができればいいということですね。他にも何か証明することはありますか。

みらい: これは外国の方に限りませんが、奥様の収入の証明も必要ですね。

田平さん: 彼女の場合、現地収入のみなので、所得税法上の国内所得は0ですが、それでも必要ですか。

みらい: 所得税法上の扶養家族であれば、添付書類を省略できることがありますが、あくまで国内法なので、今回は必要です。社会保険上の扶養認定に関する収入の上限は、130万円未満で、これは、海外在住・国外所得のみであっても、同じです。現地の物価等関係なく、今後1年間の収入見込みが130万円未満であることが条件です。外貨収入なので、申請の時点でのレートで計算してください。

田平さん: とにかく原則どおりの手続きをするということですね。

みらい: その通りです。所得を証明する書類は、日本でいう「課税証明書」のようなものがあれば一番いいのですが、手に入れにくい場合は、給与明細等他の書類でも対応してもらえることがあるので、会社から管轄の社会保険事務所へ確認してもらってください。これも日本語訳の添付をしてくださいね。

田平さん: 日本語訳は、業者に頼んだ正式なものではないといけませんか。

みらい: いえ、ご自分や身内の方でできるのなら、それで構いませんよ。翻訳した方の名前を明記してください。

田平さん: わかりました。社内の通訳の方に頼んでみます。それにしても、出産時に給付がもらえるというのは大きいですね。

みらい: そうですよ。2009年10月からは支給金額も増えたので、法定給付だけでも、1人につき39万円(日本国内の産科医療補償制度に加入している病院で出産する場合は42万円)が支給されます。所属する健保組合によっては、更に付加給付がある場合もありますよ。

田平さん: その時が来たらまたご相談させていただきますね(笑)。今日はありがとうございました。